

平成23年度

エネルギー管理システム導入促進事業
(BEMS導入事業)

BEMSアグリゲータ公募要領

平成24年1月

BEMSアグリゲータへ応募される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

本事業のBEMSアグリゲータは、補助金の執行業務の一端を担います。については、参加を検討される事業者各位におかれましても、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、適正な執行体制を構築できることを確認の上、応募をいただきますようお願いいたします。

《参考》

1. 補助金申請時に申請者が提出する書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. S I I から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I I の承認を受けなければなりません。なお、S I I は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I I として、補助金の受給者およびBEMSアグリゲータに対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I I に返還していただきます。
併せて、S I I から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第2条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

目 次

1. 事業概要	P 2
1-1 事業目的	P 2
1-2 事業概要	P 2
1-3 事業スキーム	P 5
1-4 事業スケジュール (予定)	P 5
2. BEMSアグリゲータの業務	P 6
2-1 位置付け	P 6
2-2 管理業務の概要	P 7
2-3 その他留意事項	P 8
3. BEMSアグリゲータの登録要件	P 10
3-1 事業者の要件	P 10
3-2 補助対象システム・機器の要件	P 11
3-3 選定方法	P 11
4. 応募方法	P 12
4-1 申請書の入手方法	P 12
4-2 提出書類	P 12
4-3 応募期間	P 13
4-4 提出先	P 13
4-5 問い合わせ先	P 13
別表1 補助対象システム・機器の機能表	P 14
別表2 補助対象システム・機器の報告データ表	P 15

1. 事業概要

1-1 事業目的

本事業は、中小ビル等の高圧小口の電力需要家におけるエネルギー管理システム（以下「BEMS」という）の導入を促進し、エネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制を図ることにより無理のない節電を進め、エネルギー利用情報管理運営者（以下、「BEMSアグリゲータ」という。）毎の総量で10%以上の電力消費量の削減を図ることを目的とする。

（注1）BEMSアグリゲータ：中小ビル等にBEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、事業者に対しエネルギー管理支援サービス（電力消費量を把握し節電を支援するサービス）を行う者として、S I Iに登録を受けた者。

1-2 事業概要

本事業は、BEMSアグリゲータのもと、BEMS導入を行う事業者（以下、「補助事業者」という。）に対して、BEMS導入費用の一部を補助する。

（1）補助金事業名

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS導入事業）

（2）予算額

300億円の内数

※HEMS導入事業の実施状況によって変動する。

（3）補助対象となる事業者

原則、電力会社等との契約電力が50kW以上、500kW未満の高圧小口需要家であって、以下の要件を満たさなければならない。

- ① BEMSアグリゲータとの間で、1年以上のエネルギー管理支援サービス契約が締結されていること。
- ② 補助金の申請及び交付に関する手続き、エネルギー管理支援サービス開始後1年間の電力消費の実績報告を含む国への情報提供など、S I Iの定める手続きがBEMSアグリゲータを通じて行われることについて同意していること。

（注1）契約電力が50kW未満や500kW以上～1,000kW未満の事業者は、BEMSの導入によって節電効果が見込まれる場合に限り、補助事業者とすることがある。

（注2）テナントなど、電力会社と直接電力契約を行っていない場合でも、当該テナント単位で電力消費量の測定を行い、契約電力に相当するものが設定できる場合、補助事業者とすることがある。

(注3) BEMSアグリゲータがリース等によってシステム・機器を提供する場合には、リース料等から補助金相当分が減額されることを記載した書類(補助金の有無で各々、リース料等の基本金額、賃金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示できること。

また、リース期間等については、導入した補助対象設備を法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。この場合、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

(注4) S I Iに提出されたデータは、S I Iから国に提出された後、統計的な処理等をされて公表される場合がある。

(4) 補助対象となる事業

以下の要件を満たす事業に対して補助を行う。

- ① 日本国内において実施される事業であること。
- ② BEMSアグリゲータが提供し、かつS I Iに登録されたBEMSを建築物に導入するものであること。

建築物に該当する建物の例

事務所等	事務所(工場における事務所含む)
物販店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニ、量販店等
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学 その他これらに類するもの
公共施設等	地方公共団体等の庁舎、図書館、博物館、公会堂、集会場、体育館等
ホテル等	ホテル、旅館等の宿泊施設
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店 その他これらに類するもの
その他	ボウリング場、劇場、映画館、パチンコ店等

※集合住宅は、原則、共用部分のみを対象とする。

ただし、BEMSと連動して戸ごとの電力消費量を測定・報告できる場合は、別途S I Iに相談すること。

(5) 補助対象システム・機器

別表1に定める要件を満たすことについて、予めS I Iの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

(6) 補助対象経費

1) 区分

設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・計測装置等の購入、製造(改修を含む)又は据え付け等に要する費用。 (ただし、補助事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用
システム開発費	本事業の実施に必要なエネルギー管理支援サービスに要するシステムの開発・改修等に要する経費。 ※BEMS本体に係る開発費等は経費に含めない。 ※サーバレンタル費等、事業開始後に継続して発生する経費は、サービス料として徴収すべきものであり経費に含めない。

2) 補助対象範囲

設 備 費	本事業の実施に必要な装置・設備等の購入、製造、既設置装置・設備等の改造 など
イ)計測・制御設備	計測・制御装置 (計測結果を集約し、記録・制御に係る装置 など) 計測機器 (電力量センサー、温度計、CT、メーター、パルス検出器 など) 制御機器 (リレー・スイッチ、コントローラ、インバータ など)
ロ)監視・通信設備	モニター装置 (監視用端末(PC など)、ローカルサーバ など) 通信装置 (ルータ、モデム など) 制御用配管配線及び付属品 など
ハ)工事部材	配線・配管部材 など
工 事 費	労務費、運搬費、試運調整費、仮設費、工事管理費、回線工事、調査費 など
システム開発費	システム開発に係る物品費、研究員費等、開発委託費 など ※本事業の実施のみに使用することが証明可能なこと、かつ費用発生的事实を証明する証憑の用意が条件。

※以下の経費については補助対象外とする。

- ・補助事業者が行うBEMSアグリゲータへの実績報告において報告義務のないガス、水道等の計測・制御に係る設備
- ・昇降機、冷凍機、ヒートポンプ、コジェネ、ポンプ、空調機、照明器具などのエネルギー消費機器、器具類
- ・外構工事費、及び事業に関係のない工事費
- ・撤去費(既存建物解体費・既存設備の撤去費)
- ・諸経費(交通費、会議費 等)
- ・消費税

3) 他の補助事業との調整

補助対象経費に、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号の掲げる資金を含む)等が含まれる場合、補助対象外とする。

(7) 補助率及び補助上限

補助対象経費の区分に対し、補助対象システム・機器の登録時に機能に応じて決定した補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限額の範囲内で補助する。

補助対象経費区分	1/3の機能を満たすシステム	1/2の機能を満たすシステム
	補助率	補助率
設 備 費	1/3 以内	1/2 以内
工 事 費	1/3 以内	
上 限 額*	170 万円	250 万円
システム開発費	1/3 以内または定額	
上 限 額	3,000 万円	

※集合住宅において、共用部分と合わせて専有部分の電力消費量を測定・報告できる場合、上限額を超えてその戸数に応じた補助を行う場合がある。

(8) 補助事業期間

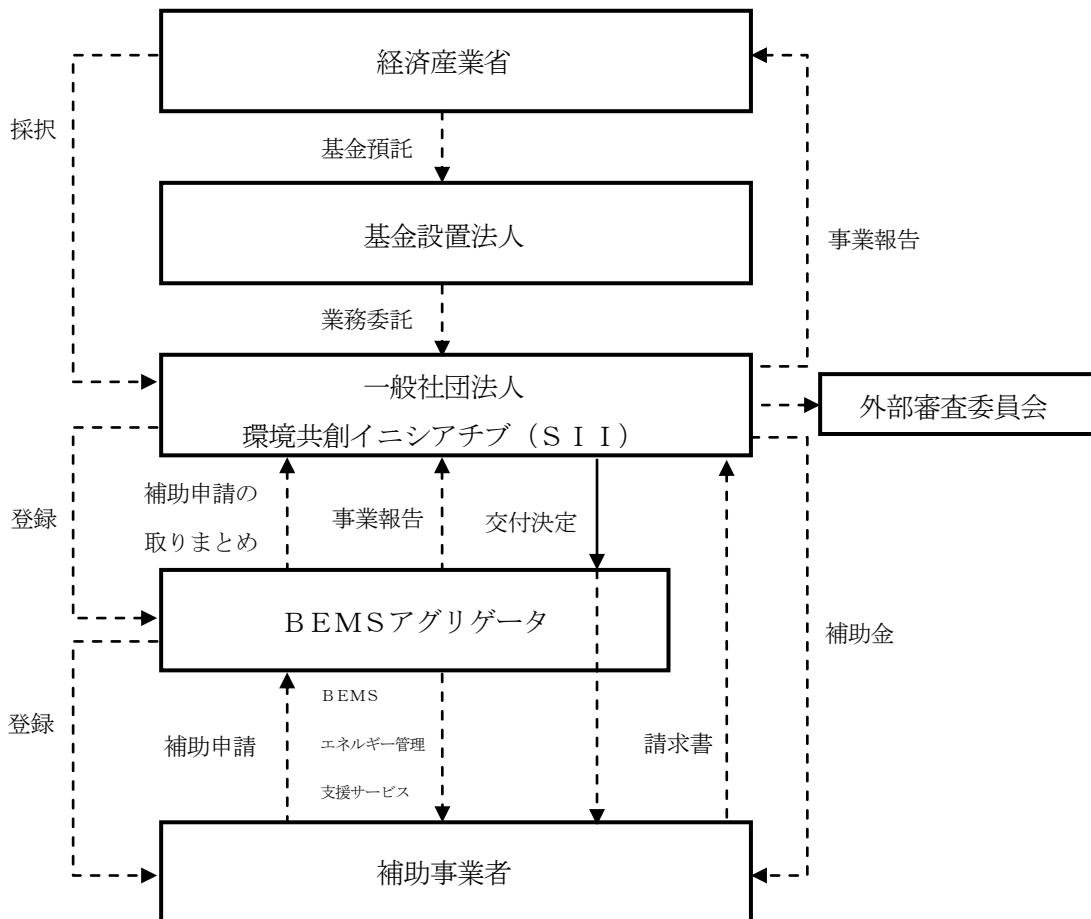
平成26年3月31日までとする。

※ただし、補助対象工事及びその費用の支払完了は、平成26年2月28日までとする。

※交付決定前に工事着工、契約を行っている事業は対象外とする。

※予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了する。

1-3 事業スキーム



1-4 事業スケジュール (予定)

時期		項目
平成24年	1月25日	BEMSアグリゲータ、補助対象システム・機器の募集
	2月24日	募集締め切り (BEMSアグリゲータ、補助対象システム・機器の審査) ▽外部審査委員会 ※必要に応じて応募者との面談を行う。
	3月 ～下旬	BEMSアグリゲータ、補助対象システム・機器の発表 ▽事務取扱説明会
	4月初旬	補助事業申請受付開始
平成26年	2月28日	補助事業の(工事・支払いの完了後)完了報告締め切り
	3月31日	補助金制度終了

※予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業を終了する。

※BEMSアグリゲータの二次公募は別途行うこととする。(時期未定)

2. BEMSアグリゲータの業務

2-1 位置付け

本事業では、中小ビル等にBEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、事業者に対しエネルギー管理支援サービスを行う者として、S I I に登録された者を「BEMSアグリゲータ」と位置づける。

BEMSアグリゲータは、S I I による定期的な監査や指導を受けながら、BEMS機器設置者の補助申請の取りまとめ、補助金受け取り、実績報告の提出など補助金執行にかかる管理業務を行うこととする。

BEMSアグリゲータとして登録するには、以下の手続きが必要となる。

(1) BEMSアグリゲータ登録手続き

1) BEMSアグリゲータへの応募

S I I が指定する期間に、応募に必要な指定の書類を提出すること。

2) BEMSアグリゲータの審査・採択

外部審査委員会の審査を経て、S I I が採択する（必要に応じて面談を行います）。

3) S I I との取決書の締結

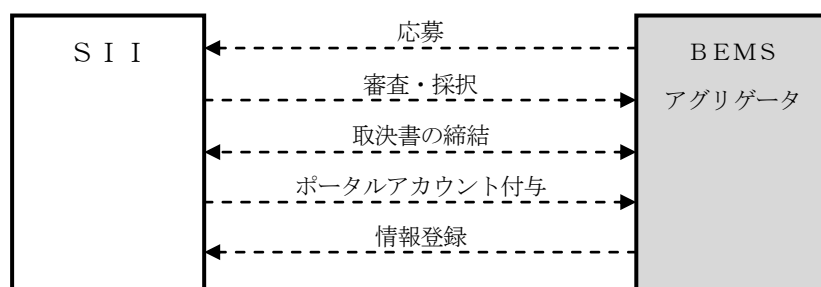
採択決定後、業務規定、個人情報の取り扱い、補助金の支払い、不正受給の責任等、補助事業を行う上で必要な取決書を締結する。

4) BEMSアグリゲータポータルへの情報登録

補助事業の情報は、S I I が提供するポータルサイトを通じてインターネット上で共有される。

このため、必要な事業者情報（口座、担当者など）を入力し、登録手続きを完了する。

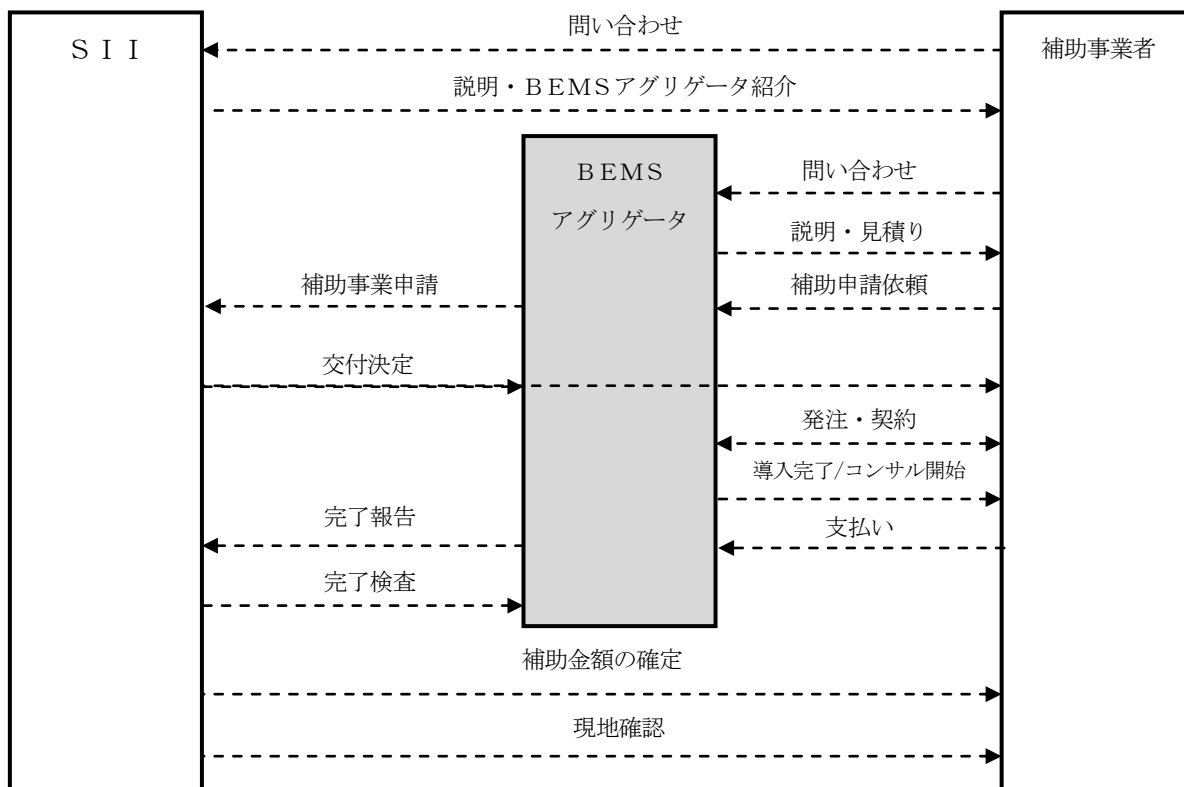
なお、ポータルは株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドサービス上で提供されるため、セキュリティ等の扱いで自社規定に抵触しないことを事前に確認すること。



2-2 管理業務の概要

BEMSアグリゲータは、エネルギー管理支援サービスに加え、補助金の適正執行の観点から、以下の(1)～(3)の管理業務を行う。

(1) 補助事業の募集から完了



1) 補助事業の周知

補助対象システム・機器の導入を検討する事業者からの問い合わせに対応するなど、S I Iとともに本事業の周知活動に取り組む。また、S I Iが補助事業者向けに作成するBEMSアグリゲータ一覧の作成に必要な情報（提供サービスの内容、サービス費用等）を提供する。

2) 補助事業申請の受付、S I Iへの補助事業申請

補助対象システム・機器の導入を検討する事業者に対して、本事業についての詳細な説明を行うとともに、申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、S I Iに提出する。

※エネルギー管理支援サービス後、1年間の電力消費の実績などに関する国への情報提供及び、これに統計的な処理等をした後公表される場合があることについて、補助事業者の同意を得る。

3) 補助対象設備の設置とエネルギー管理支援サービスの開始

S I Iからの交付決定後、補助事業者へ補助対象設備を設置するとともに、エネルギー管理支援サービスに関する業務契約を結ぶ。

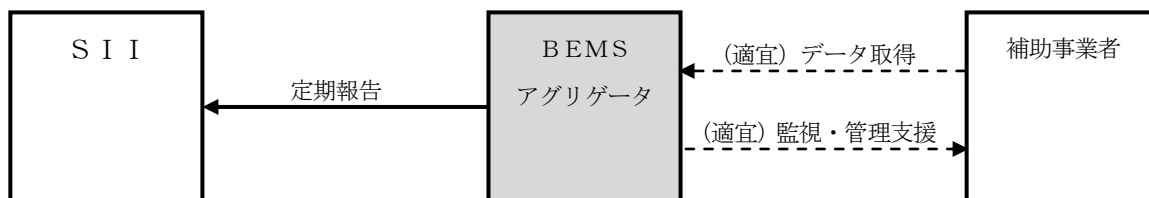
※リース等によりBEMS導入を行う場合、補助対象設備の所有権に関する取り扱い及び、リース料等における補助金の扱いについて、業務契約書に明記する。

4) 補助事業の完了検査への協力

S I I は必要に応じて、完了報告を受けた補助事業に対して、現地確認を含む完了検査を行う。

BEMSアグリゲータは補助事業者への連絡や現地調査に必要な調整など、S I I が行う検査に必要なサポートを行う。

(2) エネルギー管理支援サービスの報告



1) 個々のエネルギー管理支援サービスの報告

BEMSアグリゲータは、個々のエネルギー管理支援サービスについて、開始時及びサービス開始1年後にS I I が指定するデータを提出する。

また、これ以外の時期においても、データ提出を依頼することがある。

※S I I に提出されたデータは、S I I から国に提出された後、統計的な処理等をされた後公表される場合がある。

2) エネルギー管理支援サービスの進捗状況の報告

S I I は、ホームページ等において、BEMSアグリゲータ毎に補助事業の実施状況（実施中のエネルギー管理支援サービスの件数、電力消費量の削減状況）について、適時一般に公開するとともに、中間報告会を開催し、BEMSアグリゲータ毎のエネルギー管理支援サービスの実施内容について情報共有を図る。

2-3 その他留意事項

- ① BEMSアグリゲータは、S I I が行う監査や会計検査院による会計監査に備え、補助金の受領に要した全ての書類を最低5年間以上保管し、閲覧・提出に協力しなければならない。
- ② BEMSアグリゲータは、補助事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国若しくは基金設置法人、S I I に報告しなければならない。
- ③ BEMSアグリゲータは、補助事業者に対して補助事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を指導しなければならない。また、補助対象設備の所有権移転や処分の要が生じた場合には、速やかにS I I に連絡し、指示を受けなければならない。
- ④ BEMSアグリゲータにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、BEMSアグリゲータとして不適切であるとS I I が判断した場合、S I I は、BEMSアグリゲータ登録の解除、既に執行された補助金の返還等を求める。

3. BEMS アグリゲータの登録要件

3-1 事業者の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(事業者が有しなければならない基礎的要件)

- ① 日本国において登録された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(事業者が提供するBEMS、エネルギー管理支援サービスの要件)

- ④ S I I が定める要件を満たす補助対象システム・機器を提供できること。
- ⑤ BEMS の設置・納入実績、エネルギー管理支援サービス、或いはこれに対象が類似する不特定多数に向けたサービスについての事業実績を有すること。
これらに関する過去の事業実績や広域に展開する事業拠点の存在など、本事業が求める効果的なエネルギー管理支援サービスを提供できることについての実施根拠を示すこと。
- ⑥ 本事業において、一定規模以上のエネルギー管理支援サービス（一つのBEMSアグリゲータにおいて、エネルギー管理支援サービスを行う事業者の電力契約の総計が、1,000件或いは5万kW以上）を行う事業計画を有するとともに、当該計画の実現性を客観的に示すことができること（事業計画を裏付けるBEMS導入見込みリストを提出するとともに実施体制、事業拠点などを示すこと。なお、一補助事業者あたり5万円/kW（補助金額/契約電力）以上の設備投資は補助対象外とする）。
- ⑦ 本事業終了後において、補助事業の内容を拡張・継続させて実施して行くための事業計画を有するとともに、その計画の実現性を客観的に示すことができること。

(事業実施における情報の取り扱いに関する要件)

- ⑧ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(JISQ27001相当の第三者認証取得が望ましい)
- ⑨ 補助事業後に行う定期報告において、補助事業者の同意を得て、その情報を提供できること。

(その他)

- ⑩ BEMSアグリゲータとして採択後、S I I が定める「取決書」に同意し、遵守できること。
- ⑪ 補助事業終了後においても、当該補助金を用いて取得した財産について、財産の処分を制限する期間中、適切に財産管理を行えること。
- ⑫ 本事業期間を通して要件①～⑪を満たし、S I I が定めるBEMSアグリゲータの業務（P6～9参照）を遂行できること。

(注1) 複数の事業者において、①～⑫の要件を満たす場合にはコンソーシアムでの登録もできる。
ただし以下の要件を満たすこと。

- 1) コンソーシアムに参加する全ての事業者が要件①③⑧を満たすこと。
- 2) 補助事業者とBEMS導入契約、エネルギー管理支援サービス契約を取り交わす事業者は、原則コンソーシアムに参加すること。
- 3) 本事業のすべてに係る業務を監督する幹事社を一社選定し、他社のとりまとめを行うこと。
また、本事業における情報管理、適正な補助金運用等に関する契約を締結すること。
- 4) コンソーシアム各社は、提供するBEMS、エネルギー管理支援サービスを共有すること。

3-2 補助対象システム・機器の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① BEMSアグリゲータが提供するシステム・機器であること。
- ② (別表1)において指定する機能を全て有し、それを明確に示せること。
- ③ (別表2)において指定する形式で情報が取得でき、定期報告時にデータ提供できること。
- ④ 製造者の瑕疵による不具合等に対して、1年以上の保証期間を有していること。

(注1) 以下のような場合、それぞれ別のシステム・機器として応募すること。

- ・設備の組み合わせによって、補助率が変わる
- ・システム・機器の基幹となる装置が異なる
- ・取得するデータフォーマットが異なる
- ・用途区分、地域区分などに応じてシステム・機器構成が明確に変わる

(注2) 集合住宅は、原則、共用部分のみを対象とする。ただし、BEMSと連動して戸ごとの電力消費量を測定・報告できる場合は、別途S I Iに相談すること。

3-3 選定方法

学識有識者を含む関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において、以下の項目について審査を行い、この審査結果及び評価を踏まえ、S I IはBEMSアグリゲータを採択する。

【審査項目】

- ・S I Iが定める要件をすべて満たすこと
- ・事業計画の実現性、効率性
- ・本事業終了後のBEMS事業の継続性、将来性
- ・国が行う節電への取り組みに対する協力 など

4. 応募方法

4-1 申請書の入手方法

S I I ホームページ (http://sii.or.jp/energy_system_bems/aggregator.html) から申請様式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成すること。

4-2 提出書類

提出書類に**不備・不足等がある場合、選考の対象にならない場合がある**ので、注意すること。

No	様式	書類名称		注意事項
応募事業者が提出する書類 (すべて必須)				
1	指定 (様式1)	BEMSアグリゲータ登録申請書		※コンソーシアムを構成して応募する場合、幹事社が記入、捺印(代表者印)、別紙1、2を添付すること
2	指定 (様式2)	事業者概要書		※コンソーシアムを構成して応募する場合、全事業者分を作成・提出すること
3	指定 (様式3)	事業計画書	(補助事業期間)	※コンソーシアムを構成して応募する場合、指定の様式に全事業者分の計画をまとめて記入すること
			(補助事業終了後)	
4	指定 (様式4)	BEMS導入見込みリスト		●導入先の業種や件数、内訳、契約電力、導入費用など具体的な見込みを記入すること ※これを裏付けるエビデンスがあれば添付すること
5	指定 (様式5)	システム・機器提案概要書		※複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出すること ※補助率により書式が異なるので注意すること
6	原本	事業者登記簿謄本		
7	自由	会社概要		※コンソーシアムを構成して応募する場合、全事業者分を提出すること
8	自由	決算報告書(直近3年分)		
9	自由	情報セキュリティポリシー 等		●情報管理における取り組みがわかる資料 ※取得している場合、第三者認証の認証証明書等
10	自由	3. 事業計画書の根拠	過去の実績を裏付ける書類	●過去の事業・サービスの内容、実績、事業資源(拠点、人員)など
			事業の実効性を裏付ける書類	●自社の中・長期事業計画、潜在顧客リスト、営業戦略など
			(本事業終了後)事業の継続性を裏付ける書類	●将来における事業の展望、計画等を示す書類
11	自由	契約書類(案文可)	工事請負書	●報告時の個人情報の提供、補助金の返還など補助金に関して必要な文言を反映すること ●リース等の場合、その料金から補助金分を割り引く等の必要な文言を反映すること
			サービス契約書	
12	自由	カタログ類	BEMSカタログ	●提案するBEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること
			製品カタログ	
			サービスカタログ	
			各価格表	
コンソーシアムを構成して応募する場合、追加で提出する書類 (すべて必須)				
13	指定 (別紙1)	コンソーシアム事業者応募申請書		●コンソーシアムを構成する全事業者が記入、捺印(代表者印)すること ※記入欄が不足する場合、コピーして使用すること
14	指定 (別紙2)	コンソーシアム体制図		●各社の役割がわかるように図示すること
15	自由	コンソーシアム締結契約書(案文可)		●本事業に参加するに当たり、コンソーシアム各社間で交わす契約書(情報管理、適正な補助金運用等)

- ※ 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること。
- ※ 提出書類 No. 10 については、事業計画を評価する上で特に重要であるため、必ず詳細がわかる書類を添付すること。
- ※ 関係個所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること。
- ※ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し（タブ）をつけること。
- ※ 2部作成し、1部をS I Iに提出、1部を担当者が保管すること。

4-3 応募期間

一次募集 : 平成24年1月25日（水）～平成24年2月24日（金） 17:30（必着）

※二次募集は別途行うこととする。（時期未定）

4-4 提出先

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル5階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第2グループ
エネルギー管理システム導入促進事業 BEMS担当宛

4-5 問い合わせ先

TEL : 03-5565-4773
(受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)
FAX : 03-5565-4772

補助対象システム・機器の機能表

NO	項目	機能	1/3補助要件		1/2補助要件			
			条件	単位	条件	単位		
見える化（補助事業者側システム）								
1	電力の計測	計測範囲	導入拠点の電力消費量について、全体及び少なくとも空調、照明のいずれか1系統（※1）の測定をすること。		●	—	●	—
2		計測範囲の拡張性	導入後、更に詳細な電力消費量の計測ニーズが生じた際に、導入済のBEMSによって 指定する点数以上の 電力計測データの統合管理を可能とする拡張機能（計測側での機器増設を含む）を有すること。		●	10点	●	50点
3		計測間隔	指定する単位時間以内 で電力消費量を計測すること。		●	30分	●	5分
4	計測結果のデータ化	ローカル電力	測定した電力量について、その結果をそれぞれの系統ごとに 指定する単位時間以下 の粒度で電子データとして記録すること。		●	30分	●	5分
5	計測データの送信	データの送信	電力量等の計測データについて、インターネット等を経由して 指定する単位時間以内 にBEMSアグリゲータが設置するサーバ上に送信すること。		●	—	●	10分
6	計測データの表示	導入拠点での表示	導入拠点において、電力量等の計測データを表示できること。		●	—	●	—
7		遠隔での表示	BEMSアグリゲータが設置するサーバ上に蓄積された計測データについて、インターネット等を経由し、導入拠点から離れた場所で表示、監視できること。		●	—	●	—
制御（補助事業者側システム）								
8	接続機器の制御	電気空調	(遠隔制御)	導入拠点から離れた場所からインターネット等の通信手段により、on/off、設定変更などの制御を行う機能を有すること。	○1	—	○1	—
9			(自動制御)	(制御装置及びシステムと連動し、)空調設備の稼働状況を自動で制御する機能を有すること。ただし、制御命令(信号)は各メーカーが保証を行う制御基盤或いは制御手順により実行されること。	△	—	○1	—
10		照明	(遠隔制御)	導入拠点から離れた場所からインターネット等の通信手段により、調光、on/offなどの制御を行う機能を有すること。	○2	—	○2	—
11	デマンドの制御	デマンドピークの制御	電力計等から出力するパルス等をリアルタイムに計測してデマンド値を算出し、設定された閾値を超える蓋然性が高い場合には、目標電力以下に電力消費を 抑制・制御 する機能を有すること。		●	—	●	—
12		緊急時の制御	電力逼迫等の情報を受けたアグリゲータが一斉配信する緊急信号を、拠点で受取り電力負荷設備の稼働状況を 抑制・制御 できる機能を有すること。		●	人を介す制御も可	●	自動制御
13		発報履歴の送信	警報発報後の制御内容について、BEMSアグリゲータが設置するサーバに対して送信できること。		●	—	●	—
スマートメータとの連携								
14	スマートメータとの連携（※2）	スマートメータとの連携	電力会社がスマートメータを設置している場合、そのパルス等データを表示できること。（※3）		△	—	●	—
管理（アグリゲータ側システム）								
15	課題の抽出	データサンプリング	蓄積された計測データについて、 指定する単位時間以下 の粒度でサンプリングデータを作成できること。		●	60分	●	60分
16		過去データとの比較	抽出したサンプリングデータについて、過去のサンプリングデータと比較した省エネ状況を確認し、課題の抽出ができること。		●	—	●	—
17	データの保存管理	計測データ等の保存	計測データ、省エネ状況等について、BEMSアグリゲータが設置するサーバ上で 指定する期間以上 の保存、閲覧ができること。		●	13か月	●	13か月
18		複数拠点の一括管理	複数拠点を有する場合、拠点の計測データを一括して集計、管理ができること。		●	—	●	—
19	診断・結果	診断・結果	サンプリングデータの比較等の結果について、インターネット等を経由し、導入拠点から離れた場所で表示、監視できること。		●	—	●	—
20	その他	外部接続環境の整備	外部接続（インターネット、VPNなど）を可能とする環境を整備できること。但し、既存環境を有する場合は、その活用も認める。		●	—	●	—

※1：建物の構造等の理由でどうしても測定が困難な場合、動力幹線と電灯幹線が測定できる場合でも可とする。

※2：電力会社等がスマートメータの情報連携を認め、情報インターフェイス等、連携のための情報を公開していることを前提とする。

※3：スマートメータから取得されるデータと、BEMSの測定データとの間にある程度（電力、時間等）のズレが生じることは許容する。

●：必須
○1、○2：いずれかを選択
△：任意

補助対象システム・機器の報告データ表

NO	項目	フォーマット	単位	解像度	データ粒度	条件		備考	
						1/3補助要件	1/2補助要件		
1	日付	yyyy/mm/dd	西暦	-	-	●	●		
2	時刻	00:00	-	-	-	●	●		
3	電力消費量	全体	整数	wh	10	60分	●	●	
4		空調	整数	wh	10	60分	○1	○1	
5		照明	整数	wh	10	60分	○2	○2	
6		動力幹線	整数	wh	10	60分	○3	○3	
7		電灯幹線	整数	wh	10	60分	○3	○3	
8	on/off	空調	on/off	-	-	イベント時	△	△	手動制御時、自動制御時の両方
9		照明	on/off	-	-	イベント時	△	△	手動制御時、自動制御時の両方

●はすべて必須、○1～3はいずれか1つ以上を満たすこと
△は任意